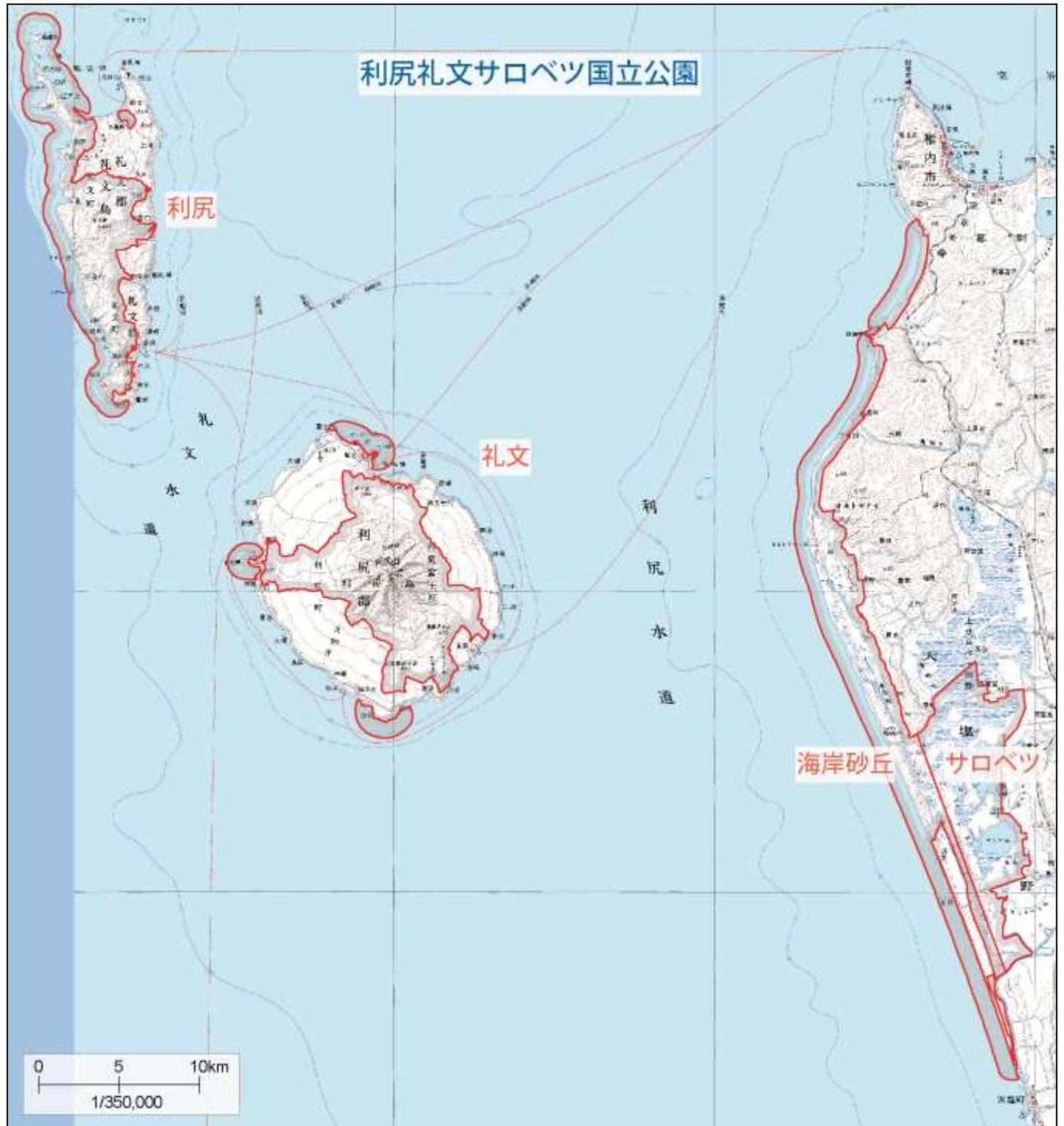


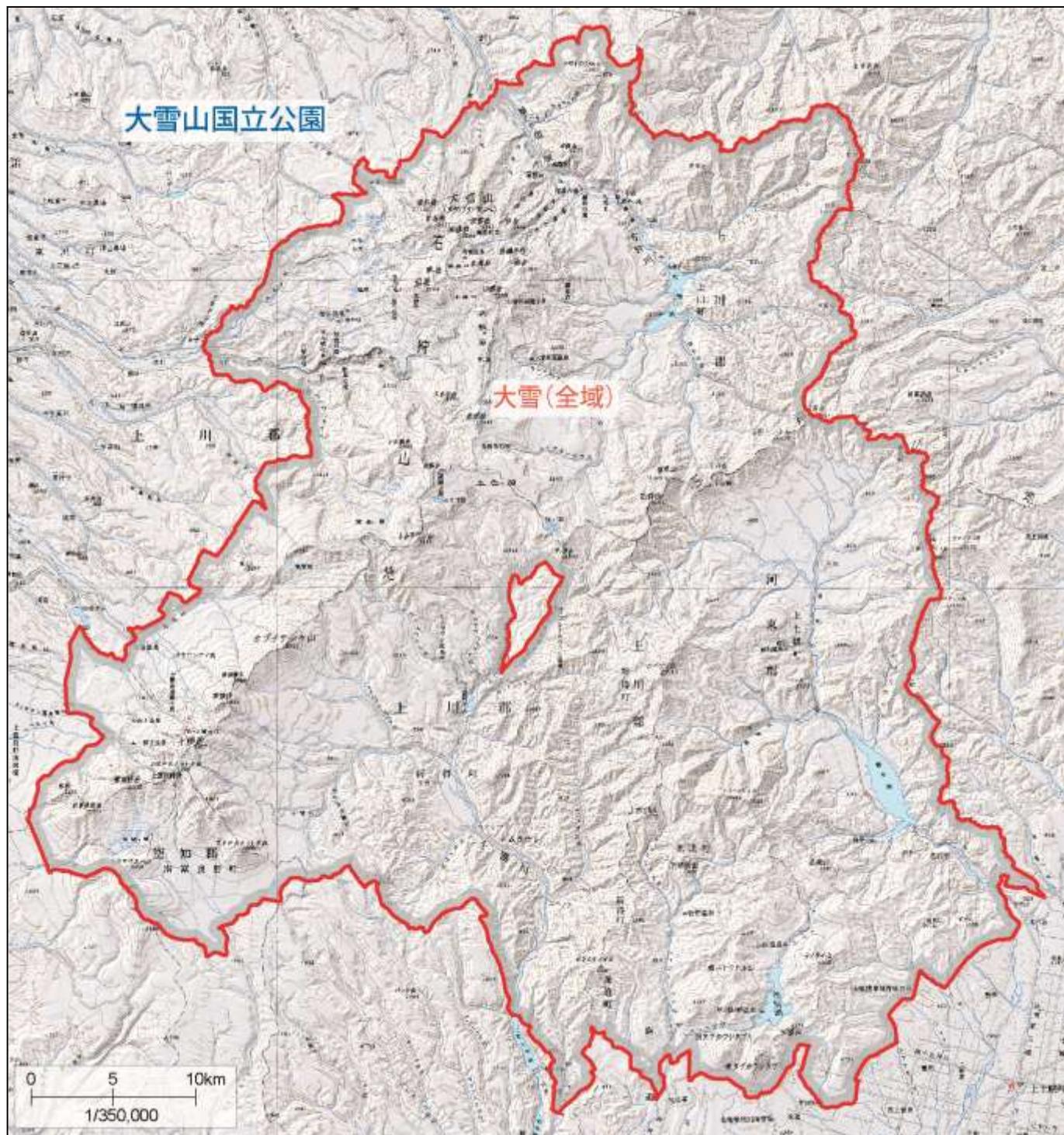
管理計画の区域について

- 現行の管理計画区は、許認可の指針を説明するということを管理計画の中心にすえて設定（国立公園の運営を環境省と地域が協働で行うという観点から地域範囲を検討したものとなっていない。）。
- 対象範囲は、国立公園毎に異なり、公園全体を対象とする地域もあれば、地方公共団体の行政区を意識し、細かく区分する場合もある。

利尻礼文サロベツ国立公園 管理計画区分図



大雪山国立公園 管理計画区分図



上信越高原国立公園 管理計画区分図 (妙高高原地域、戸隠地域)

